

川口の農業だより

平成21年8月 No. 70



春の安行 花・植木まつり&一輪草まつり開催



（財）川口緑化センターなどの主催により、4月18日（出）・19日（日）、春の安行 第68回 花・植木まつり&一輪草まつりが、川口緑化センターを中心に5つの会場で開催されました。

両日とも晴天に恵まれ、植木・鉢物及び園芸資材等の販売、野菜苗の紹介・展示販売、模擬せり大会などに、たくさんの方が来場し大変賑わいました。



編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 (258) 7922 (直通)
ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.lg.jp

認定農業者の申請様式が変わります

平成21年4月より、認定農業者の新規申請様式、更新申請様式が変更になりました。

- (1) 年間農業所得および年間労働時間の目標記載欄を設けました
- (2) 加工・販売事業の取り組みの記載欄を明示しました
- (3) 経営の構成が把握しやすくなるよう記載欄を変更しました

※書式につきましては、市ホームページよりダウンロードできますのでご参照下さい
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/32150004/32150004.html>

認定農業者制度とは

経営改善を図ろうとする意欲と能力のある農業者が、経営改善計画書を作成し、それを市が認定する制度です。認定農業者になると経営改善に向けた支援や低利の資金融資、税制の特例などが対象として利用できます。
 (問い合わせは、農務課まで)

農薬の使用について

農薬は農作物などの病気や害虫の防除において有効な手段であり、適切に使用すれば安全な資材です。しかし、周囲に飛散することで、人の健康（化学物質に対する感受性の高い方）などに影響を及ぼす場合があります。病虫害や雑草の発生状況から、やむを得ず農薬を使用する場合には、「最大限の配慮と細心の注意」をお願いします。

十分な周知が必要



●周辺住民への連絡

- ・病虫害が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。
- ・誘殺、塗布、樹幹注入、粒剤使用など、散布 以外の方法を検討しましょう。
- ・農薬を散布する場合には、散布日時や使用する農薬などを、あらかじめ、周囲に住んでいる方や近くを通行する人に看板などで十分に周知してください。
- ・農業者以外の方が農薬を使う場合も農薬取締法の対象となります。

農業委員会委員選挙人名簿 登録者数の確定について

農家の皆様から提出いただきました「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を農業委員会で審査し、その後、選挙管理委員会にて選挙人名簿の調製を行い、縦覧期間を経て、平成21年3月31日に人数が確定しましたので、お知らせいたします。

地区名	世帯数	有権者数		
		男	女	計
青木	1	1	0	1
前川	3	4	3	7
南平	28	36	28	64
芝	31	32	26	58
横曽根	4	7	7	14

地区名	世帯数	有権者数		
		男	女	計
新郷	149	182	156	338
神根	353	484	410	894
安行	246	361	270	631
戸塚	222	330	241	571
総合計	1,037	1,437	1,141	2,578

農地の売買や転用をするときは

農地を耕作目的で売買・貸し借りをする場合や市街化調整区域の農地を農地以外の用途に変更する場合などは、農業委員会・県知事の許可が必要になります。

許可申請の受付は、毎月11日が締め切りです。

添付書類の不足や不備などがありますと当月分として受付できなくなりますので、早めに事務局の窓口でご相談のうえ申請手続きをお願いいたします。

まず事前に相談を



市街化区域内の農地転用届出

市街化区域内の農地転用には農業委員会への届出が必要になります。

届出は、毎週末（金曜日）に締め切り、翌週木曜日頃に受理通知書を発行いたします。

川口市初! 「農業技術の匠」

小櫃敏行さん（安行小梅園）「農業技術の匠」に選定されました。

～小品盆栽の生産技術を確立

今日の小品盆栽ブームの先駆け～

【概要】

平成20年12月10日（水曜日）に農林水産省が「農業技術の匠」選定委員会を開催し、全国から応募いただいた中から、地域で有用かつ普及が見込まれ、地域活性化に貢献することが期待できる農業技術を自ら開発・改良された農業者28人（1グループ含む）を「農業技術の匠」として選定しました。



「農業技術の匠」って何だろう！

農業現場において優れた技術を生み出し、実践してきた農業者が特色ある技術を新たな地域資源として、地域の課題解決に有効に活用できれば地域の活性化に結びつく可能性が高くなります。

このため、地域活性化に資する現場創造型技術を有する農業者を国が「農業技術の匠」として選定することにより、技術の継承・普及を通じた地域の活性化に資するとともに、匠の選定を通じて現場創造型技術への関心を深めることを目的として、平成20年に設けられた制度です。



新農業委員の紹介

平成21年6月15日付けで、市議会推薦の吉田英司委員・谷川恵子委員・関口京子委員の3名が辞任されました。

新農業委員に、平成21年6月26日付けで、市議会推薦の大関修克委員・板橋智之委員・桜井由美子委員の3名が選任されました。

辞任をされました委員さんには、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございます。新しく選任されました委員さんにおかれましては、今後ともよろしくお願いたします。